

寄稿21

サステナビリティな価値創造を促す 無形資産投資と評価のあり方

立教大学経営学部 特任教授
倍 和博

2021年10月に持続可能な成長と分配との好循環に挑む「新しい資本主義」を掲げた岸田政権が発足したが、新たな政策実現には国民の所得向上を目指す分配政策をいかに強化できるかが試金石となろう。その施策の一つとして期待を集めるのが、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う働き方改革やウェルビーイング経営の推進などの人材マネジメントに関連する投資である。それでは、わが国の企業は、人的資本に代表される無形資産重視の流れをどう受け止め、どのような対応をとればよいのか。人的資本などのサステナビリティな価値創造が促す無形資産への投資といかに対峙して適正な企業価値評価へと導くか、社会課題の解決に資する会計学の立場から考えてみよう。

◆非財務情報の開示に向けた新たな動向

わが国の企業が推進するCSRやSDGsなどのサステナビリティな取り組みには、働き方改革やダイバーシティ・ウェルビーイング経営の推進など、人的資本への投資に関わる内容が多く見受けられる。ここでは人を管理の対象としての資源とみなさず、人材戦略と経営戦略とを有機的に結びつけ、両者の連携関係を強化して価値創造を実現する人的資本と捉える。人材への投資を企業経営に欠かせない資本と捉える考え方の台頭は、時代の流れを色濃く反映した企業行動と位置づけられるが、そうした潮流の背後には企業価値向上に資する無形資産への投資を促すさまざまな事情が存在する。

2021年6月に東京証券取引所が改訂した『コーポレートガバナンス・コード』の「補充原則3-1③」では人的資本や知的財産への投資状況の情報開示を奨励しており、人材マネジメントの

あり方や人的資本などの無形資産への投資を重視する姿勢が伺われる。こうした動きと呼応する金融庁は、日本企業の成長力向上には情報開示を通して無形資産投資を促す必要があるとし、2023年度にも従業員の育成状況や多様性の確保などの人的資本投資に関わる一部情報の有価証券報告書への記載を義務づける方針を打ち出した。さらに、企業のサステナビリティな価値創造に向けて経済産業省が公表した『価値共創のための統合的開示・対話ガイダンス：ESG・非財務情報と無形資産投資』（2017年）や『持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書：人材版伊藤レポート』（2020年）も、企業の無形資産投資を強く後押しする。米国に目を転じて、投資家の強い要請を受けた米国証券取引委員会（SEC）が、2020年8月に米国証券法に基づく「レギュレーションS-K」を改訂し、企業の牽制を企図して事業の重要な範囲に関わる人的資本の情報開示を義務づけた点は、同様の事情を反映したものといえる。

新たな製品やサービスを生み出す人材などへの無形資産投資は、現代の企業が避けては通れない社会課題を提起するだけでなく、対応次第では存続さえも危ぶまれる事態へと発展する。そうした事態を回避し、サステナビリティな価値創造の実現を促す分配政策の強化や無形資産投資などの社会課題と向き合うには、適正な意思決定に資する情報収集が課題を紐解く鍵を握る。これらの点に検討を加えながら、従来の財務諸表の枠組みにサステナビリティな社会課題を組み込む価値評価のあり方に接近したい。

◆サステナビリティ情報を巡る会計学の役割

現在注目を集める動きとして、国際会計基準の設定主体であるIFRS財団は、年内の非財務情報に関わる統一開示基準作りに向けた最終調整に入っている。統一基準の設定如何ではステークホルダーの投資意思決定に重大な影響を及ぼしかねないだけに、迅速かつ適切な対応が要請されることになる。ここで留意すべきは、これら一連の流れが現代の財務報告、とりわけその土台を形成する会計学に対して、グリーンウォッシュ問題などで露呈した乱立するサステナビリティ情報（＝非財務情報）の統一化、という新たな試みへと舵を切らせた点にある。この点を重く受け止め、社会課題の解決に資する会計学の観点から、サステナビリティ情報が旧来の財務情報のどの部分に、どのような影響を与えるかを評価する流れ一両者の連携関係を誰もが理解できる形で具体的に説明する方法一の解明に取り組まなければならない。

それでは、企業経営に無形資産への「投資」という形でサステナビリティな要素を組み込み、社会課題の解決へとつなげる取り組みを、会計学はいかなる方法で評価するのか。現在の組織資産や従業員資産などに関わる評価方法を俯瞰すると、人的資本への投資部分のみを定量化する方法や、従前の会計処理にとらわれずに各種の数値データを組み合わせた人的資本の分析を多く目にする。ここで新たな要素を会計処理の測定対象とする場合には、使用される数値や指標の前提となる情報の質をいかに保証するかが重要な意味を持つ点に注意を要する。基礎データの情報の質が保証されないまま価値評価を実施すれば、企業内における利用はもとより、多くのステークホルダーをミスリードしかねないからである。そうした事態を未然に防ぐために、まず無形資産投資のどの側面を評価対象とするのか、経営戦略とサステナビリティな取り組みとの関係性を示す理論的な裏付け

が求められる。さらにサステナビリティな価値創造を促す諸事象を会計学が映し出す場合、定量化される情報の信頼性や比較可能性をいかにして確保するか、基本スタンスを明確にしておかねばならない。したがって情報の質を重視する適正な価値評価のあり方は、企業組織内のキャッシュフローの循環の中に、社会課題と向き合うサステナビリティ情報をどう位置づけるか、という観点からその全体像を明らかにする必要がある。

◆情報の質を重視する企業価値評価のあり方

現在、わが国の企業は、情報開示の透明性や財務報告の質を重視する情報の生成、ステークホルダーへの説明責任の遂行、無形資産投資に関わるサステナビリティ情報分析など、さまざまな課題と直面する。それらの課題と向き合う場合、サステナビリティな価値創造を実現できる企業組織の再編成と、利用者に提供される財務情報が企業組織内で作成され、補正・報告される財務報告プロセスの見直しが課題解決の糸口となる。すなわち、情報の質を重視する価値評価に向けては、事業活動と企業価値に重大な影響を及ぼす無形資産への投資戦略とを結びつける、横断的かつ自律的な企業組織の再編成が欠かせない。これは無形資産投資に関わるサステナビリティ情報が、事業活動や経営戦略のどの部分にどのような影響を与えるか明確化するために必要不可欠な作業と位置づけられよう。このような流れで企業組織の再編成に取り組み、情報の質を重視する価値評価へとつなぐ役割を担うのが、従来の財務諸表のコスト体系とは異なる「投資」の観点からサステナビリティ情報の定量化に接近し、旧来の財務情報との連携を図りながらキャッシュフローの循環の中に位置づける財務報告プロセスの見直しということになる（詳細は、拙著『CSR会計への展望』森山書店を参照のこと）。この意味で今必要なことは、新た

な目標の実現に向けた議論を、社会課題の解決に資する会計学の立場からさらに深化させる点にある。これらの観点に照らしながら企業価値評価

のあり方を再検討することにも、一考の価値があるのではないか。

倍 和博（ばい・かずひろ）

立教大学経営学部 特任教授

立教大学経営学部・大学院経営学研究科特任教授。博士（経営学）。専門は会計学。現在、マネジメントプロセスに準拠したCSR関連コストの抽出・集計方法の開発とビジネスレポーティングとしての統合報告に関わる研究に従事している。主な著作として、『CSR会計への展望』（森山書店）、『CSR会計を導入する』（日本規格協会）、『永続企業の条件』（麗澤大学出版会共編著）などがある。